

自然的原因により環境基準不適合となった場合の取扱い

生活環境の保全に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準の考え方を準用（明文化された規定は無い）

人の健康の保護に関する環境基準

自然的原因による場合であっても環境基準が適用され、基準超過の有無の判断をするものの、人為的原因による基準超過とは別に整理

処理基準

第2 水質汚濁防止法関係

1. 常時監視（法第15条関係）

（3）測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合

1) 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

⑤ 自然的原因による検出値の評価

ア. 公共用水域等において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されたと判断される場合は、測定結果の評価及び対策の検討に当たってこのことを十分考慮すること。

イ. ふっ素及びほう素は自然状態で海水中に高濃度で存在していることから、汽水域等において環境基準を超過している水域が多く存在する。環境基準を超過している汽水域等については、海水の影響の程度を把握し、その他の水域とは別に整理することとする。（後略）